

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付を開始しました

対象となる可能性のある方へ、申請書を7月15日に発送しました。申請書が届いた方は、期限内に申請をお願いします。

■申請受付期間  
平成27年1月15日(木)まで

■申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、同封の返信用封筒にて郵送してください。

■支給時期

申請受付後、おおむね1か月から2か月程度かかります。

■ご注意

申請受付後に審査を行い、順次支給決定します。

また、審査の結果、支給対象とならない場合があります。

■問い合わせ先

ご不明な点は左記までお問い合わせください。

臨時福祉給付金について  
社会福祉課 ☎(52)1112

子育て世帯臨時特例給付金について

こども福祉課 ☎(52)1114  
厚生労働省専用ダイヤル

☎0570(037)192

http://www.mhlw.go.jp/

## 対象者診断チャート

